

DEED

グリーン調達ガイドライン

(Ver. 10)

株式会社ディード

目 次

1. 目的	3
2. 適用範囲	3
3. 用語の説明	3
4. 「製造環境影響物質」と「製品含有化学物質」	6
5. グリーン調達基準の要求事項の考え方	7
6. 要求事項	8
7. 要求事項の解説	10
8. 弊社の評価	12
添付資料 1 製造環境影響物質リスト	13
添付資料 2 製品含有化学物質リスト	17

1. 目的

株式会社ディード(以下、弊社という)は、地球環境保全活動を進めており、その一環として弊社の製品を構成する部品、材料、ユニット、製品、副資材など(以下、納入品という)について、より環境負荷の少ない納入品を優先的に調達・購入するグリーン調達に取り組んでいます。弊社は、お取引先と共に地球環境保全活動を積極的に推進してまいります。そのための要求事項を本ガイドラインにまとめました。

2. 適用範囲

弊社製品及びそれらの包装を構成する納入品に適用します。弊社製品には、自社開発製品、製造委託製品、保守部品、修理品を含みます。

包装には、弊社に納入する納入品の包み込み、保護、及び配送に用いる包装を含みます。但し、現時点で弊社で廃棄されること等が明らかであり、弊社とお取引先とで合意した場合、包装に関しては当面適用除外とします。

3. 用語の説明

①事業活動の環境負荷

エネルギーの使用、化学物質の使用、水の使用、廃棄物の排出等、事業上で環境に与える影響を指します。

②環境関連法規制

大気・水質・土壌汚染防止等に係る環境保全上定められた法規制、地域の条例、協定等を指します。

③製造環境影響物質

弊社に納入する物品の生産・販売の過程で使用している化学物質で、「製造環境影響物質リスト」(添付資料1)に取り上げた化学物質のことを指し、次の2つに分類しています。

(1)使用禁止物質:国際条約等により使用を禁止または厳しく制限されている化学物質

(2)削減対象物質:将来、国際条約等により使用に対する制限が設けられる可能性が高いと考えられる化学物質

④土壌・地下水汚染防止対策

土壌・地下水汚染を防止する対策を指します。

例1:化学物質の保管・使用場所の受皿、ライニング、防液堤、ウエス、マットの設置

例2:施設・使用・保管場所の点検

⑤製品含有化学物質

弊社に納入する物品に含有される化学物質で、「製品含有化学物質リスト」(添付資料2)に取り上げた化学物質を指し、次の3つに分類しています。

(1)使用禁止物質:物品への含有を禁止する化学物質

(2)使用制限物質:物品への含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質

(3)含有管理物質:物品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質

⑥化学物質

天然に存在するか、または任意の製造工程において得られる元素およびその化合物。

⑦混合物

二つ以上の化学物質を混合したもの。

注記 混合物の例として、塗料、インキ、合金のインゴット、はんだ、添加剤を含有する樹脂ペレットなどがあります。

⑧成形品

製造中に与えられた特定の形状、外見またはデザインが、その化学組成の果たす機能よりも、最終使用の機能を大きく決定づけているもの。

注記 成形品の例として、金属の板材、歯車、集積回路、電気製品、輸送機器などがあります。

⑨化学品

化学物質または混合物。

(⑥～⑨)の定義はJAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)発行の「製品含有化学物質管理ガイドライン」より引用)

⑩含有

化学物質が、製品を構成する部品／材料に含まれることを指します。添加、充填、混入、付着される場合を含みます。また製造プロセスに起因する場合も含みます。

⑪意図的添加

製品に一定の性能を持たせるためなど、何らかの目的をもって添加された状態を言います。

⑫不純物

製品機能上、特定の役割が与えられておらず、なおかつ製品環境影響物質として特定された物質/物質群と別の化学構造を有する化学物質。一般の工業的な精製段階において除去されずに残留する化学物質も含まれます。

ただし、不純物が製品含有化学物質であったとしても、法律、条例および基準等において基準値・許容値などが示されている場合を除いて、技術的に予測することができない場合や微量であり含有量の情報が得られない場合には、運用上含有と見なさないものとします。

濃度にかかわらず、意図的添加である場合、又は含有が意図される場合は、不純物ではありません。

⑬対象(製品環境影響物質リストにおける対象)

製品環境影響物質に関して、適用対象となる製品、部品や材料の種類、使用用途等の条件を言います。

⑭閾値

製品環境影響物質に関して、適用対象となる濃度または意図的添加等の条件を言います。

濃度の記載がある場合は、製品環境影響物質が記載の濃度以上含有する場合に適用対象となります。

なお、濃度は、以下の算出式にしたがいます。

$$(\text{濃度}) = (\text{対象化学物質の含有質量}) \div (\text{対象化学物質を含有する部位の質量})$$

注記1. 濃度の分母について

濃度の分母となる「対象化学物質を含有する部位」は、適用される法律により異なります。閾値に、「均質材料中」「部品中」のように分母を明記しますので、これらを上記の式に当てはめて濃度を算出してください。

注記2. 均質材料について

均質材料とは、対象化学物質を含有する部位の同一材質を指し、異なる材料へと機械的に解体できない素材を意味します。

注記3. 濃度の単位について

濃度の単位は、重量比率で表し、%およびppm(またはppb)で表記します。ppmは“parts per million”の意であり「100万分の1」を表します。1ppm=1mg/kgです。ppb は“parts per billion”の意であり、「10 億分の1」を表します。1000ppb=1ppm です。

注記4. 「元素換算値」について

対象範囲が特定の元素で規定されている場合、含有量、濃度を元素換算値で算出する必要があります。元素換算値は、当該元素を含む化合物の含有量または濃度に、換算係数を乗じて算出します。

なお、換算係数は、当該元素の総原子量をその元素を含む化合物の分子量で除することで求められます。

例: ジブチルスズジクロライド($\text{C}_8\text{H}_{18}\text{Cl}_2\text{Sn}$)におけるスズ元素の換算係数

$$\text{換算係数}(0.39) = \frac{\text{スズの原子量}(118.7)}{\text{ジブチルスズジクロライドの分子量合計}(303.85)}$$

⑮除外対象項目

製品含有化学物質において、法規制の除外項目に該当するなどの観点から適用とされない用途や製品等を指します

⑯IEC62,474

International Electrotechnical Commission(IEC)が発行している国際規格。電気・電子業界およびその製品に関するマテリアル・デklarレーションを規定した文書。関連するリスト等は、下記URL を参照してください。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

⑰IEC62474 の DSL

IEC62474 が定める報告対象物質リスト(Declarable Substance List)。

⑱chemSHERPA

経済産業省の主導により開発された新たな製品含有化学物質情報の伝達スキームの総称です。詳細は、下記URLを参照してください。

<https://chemsherpa.net/>

⑲お取引先

本ガイドラインでは、弊社の一次取引先を意味します。

⑳サプライヤー

本ガイドラインでは、お取引先に納入するサプライヤを意味します。

4. 「製造環境影響物質」と「製品含有化学物質」

弊社では、添付資料1に製造環境影響物質の管理基準を定め、添付資料2に製品含有化学物質の管理基準を定めています。

①製造環境影響物質

(1)使用禁止物質

「1A使用禁止物質」は、弊社に納入する物品の生産・販売の過程での使用を禁止した物質を指します。

(2)削減対象物質

「1B削減対象物質」は、弊社に納入する物品の生産・販売の過程での使用の削減が必要な物質を指します。

②製品環境影響物質

「製品環境影響物質リスト」における化学物質は以下のように選定しています。

IEC62474 の DSL に記載される物質、EU ELV 指令で制限される物質および包装に関わる物質、または法規制動向・社会動向により弊社が独自に追加する物質です。

(1)使用禁止物質

「2A使用禁止物質」は、リスト中で除外対象項目を除き、弊社に納入する製品／包装への対象に記載の条件における閾値以上の含有を禁止しています。

また、「3A包装材と印刷物のみの追加使用禁止物質」「4A車載製品のための追加使用禁止物質」および「5A皮革／繊維製品のための追加使用禁止物質」は、「2A使用禁止物質」に追加してリスト中における除外項目を除き、3Aについては弊社に納入する包装材と印刷物、4Aについては車載製品に使用される弊社に納入する製品、5Aについては弊社に納入する皮革／繊維製品への、対象に記載の条件における閾値以上の含有を禁止しています。なお、除外対象項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

ただし、弊社に納入する製品／包装に化学物質または混合物として使用禁止物質が含有される場合において、最終的な弊社製品／包装またはOEM製品に含有しない、または、特定の使用条件において法規制や基準等を満足すると弊社が判断した場合は、納入していただく場合があります。

(2)使用制限物質

「2B使用制限物質」は、リスト中における除外対象項目を除き、リスト中に定められた対象において期限以降の弊社に納入する製品／包装への閾値以上の含有を禁止しています。

なお、除外対象項目については、含有管理物質と同等の管理が必要です。

(3)含有管理物質

「2C含有管理物質」は、リスト中における除外対象項目を除き、弊社に納入する製品／包装への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握が必要です。

5. グリーン調達基準の要求事項の考え方

弊社では環境保全活動を進めるにあたり、次のA～Dの4つの枠組みが有効に機能していることを要求しています。

A: 事業活動の環境マネジメントシステム

事業活動によって生じる環境負荷を低減するための仕組みを構築し、運用していることを指します。

B: 事業活動のパフォーマンス

環境マネジメントシステムを構築・運用した結果、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守、使用禁止物質の不含有、削減対象物質の使用削減、および土壌・地下水汚染防止対策を実施していることを指します。

C: 製品含有化学物質管理(物品の環境管理システム)

弊社に納入する物品に含有される化学物質を把握・管理するための仕組みを構築し、運用していることを指します。

D: 物品のパフォーマンス

弊社に納入する物品に“使用禁止物質”が含有されないこと、および“使用制限物質”が期限以降に含有されないことを指します。

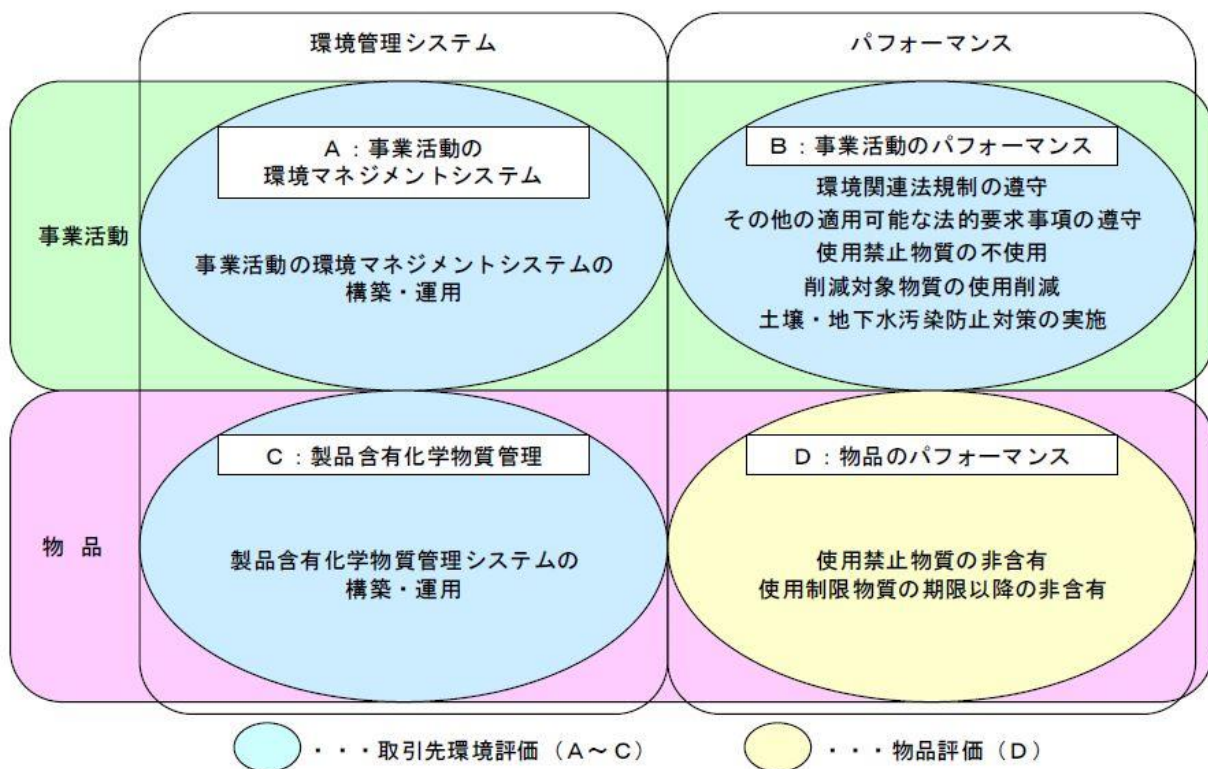


図1：4つの枠組み

6. 要求事項

【事業活動に関する要求事項】

A: 事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

I 環境マネジメントシステムの構築

次を行うための責任と手順を定め文書化していること。

1. 方針

- ・ 環境マネジメント活動に関する方針の作成
- ・ 組織で働くまたは組織のために働く人への周知

2. 計画策定

2.1 環境側面（現状調査）

- ・ 事業活動の環境負荷の調査
- ・ 環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の調査
- ・ 製造環境影響物質の調査
- ・ 土壌・地下水汚染防止対策の調査

2.2 目標と実施計画の策定

- ・ 環境側面の調査結果を基にした、環境負荷を低減するための目標と実施計画の策定

3. 運用管理

- ・ 環境マネジメントシステムの管理責任者の設定
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の作成
- ・ 目標を達成するために必要と思われる手順の周知

4. パフォーマンスの評価および改善

- ・ 実施計画の進捗状況、目標の達成状況、環境マネジメントシステムの充足状況の評価および経営層への報告

5. マネジメントレビュー

- ・ トップマネジメントを含めたパフォーマンスの評価、環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項の遵守の確認と問題点の解決
- ・ 上記を「1. 方針」、「2.2 目標と実施計画の策定」へ反映

II 環境マネジメントシステムの運用

前出の要求事項（I 環境マネジメントシステムの構築）で定めた責任と手順に従い、活動を行っていること。
活動の結果は記録し、その記録を残していること。

B: 事業活動のパフォーマンスに関する要求事項

1. 法規制の遵守

- ・ 環境関連法規制を遵守していること。
- ・ その他の適用可能な法的要求事項を遵守していること。

2. 製造環境影響物質の管理

2.1 使用禁止物質

- ・ 弊社に納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」（添付資料1）で定める、“1A使用禁止物質”を使用していないこと。（注）

2.2 削減対象物質

- ・ 弊社に納入する物品の開発・生産・販売の過程において「製造環境影響物質リスト」(添付資料1)で定める、“1B削減対象物質”の使用を削減していること。

3. 土壌・地下水汚染防止対策

化学物質の土壌・地下水汚染に関する防止対策を講じていること。

(注)ただし、「製造環境影響物質リスト」(添付資料1)の1A使用禁止物質は、原則、使用を禁止していますが、各国、地域の規制で使用が禁止されていない場合、かつ技術的な理由で代替が困難な場合は弊社にご連絡ください。

【物品に関する要求事項】

C: 製品含有化学物質管理に関する要求事項

JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)が発行した「製品含有化学物質管理ガイドライン」の製品含有化学物質管理のための実施項目と実施内容を満たした取り組みを実施するための責任と手順を定め文書化し、それにしたがって活動を行っていること。

本要求事項における管理対象物質は「製品含有化学物質リスト」(添付資料2)の物質を含めることを必須とします。

※「製品含有化学物質管理ガイドライン」については下記ホームページをご参照ください。

第3版: <https://chemsherpa.net/docs/guidelines/archive?id=6>

第4版: <https://chemsherpa.net/docs/guidelines>

当面は、第3版・第4版どちらを採用してもかまいません。

D: 物品のパフォーマンスに関する要求事項

1. 製品含有化学物質の管理

1.1 使用禁止物質

- ・ 弊社に納入する物品の中に「製品含有化学物質リスト」(添付資料2)で定める、“2A/3A/4A/5A使用禁止物質”が含有されないこと。

1.2 使用制限物質

- ・ 弊社に納入する物品の中に「製品含有化学物質リスト」(添付資料2)で定める、“2B使用制限物質”が期限以降に含有されないこと。

2. 化学物質情報の提供

上記の使用禁止物質、使用制限物質の要求事項への適合を確認し、法規制およびエコラベルの物質情報提供要求、報告要求、開示要求に対応するために、弊社に納入する材料および部品について、化学物質ごとに、CAS などの統一番号や固有の物質識別子、濃度などの情報を、9 ② (1) に定める物品調査の方法に従って提供すること。

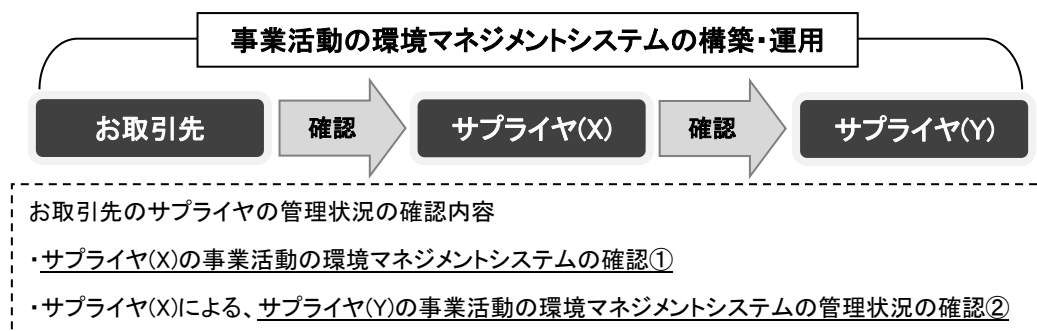
3. 環境情報に関わる次の化学物質について、物品調査で非含有と回答した場合、もしくは非含有を仕様等(図面、納入仕様書等)で指示した場合は、弊社に納入する物品に当該化学物質が含有されないこと。

- ・ 環境ラベル対象物質(添付資料2“2D事務機製品の樹脂外装材・筐体における環境ラベル対象物質”)
- ・ 顧客要求等への対応が必要な化学物質(例: 添付資料2“2E LBP(レーザプリンタ)使用部品の使用禁止物質”)
- ・ 法規制等と社会動向により追加する化学物質

7. 要求事項の解説

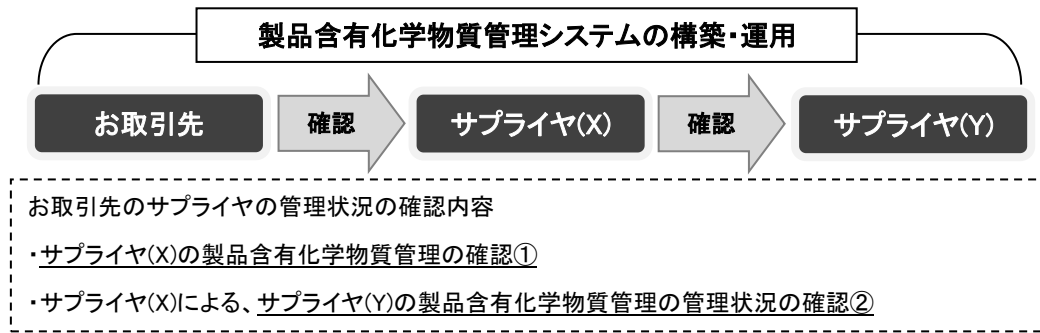
①事業活動の環境マネジメントシステムに関する要求事項

- (1) 環境マネジメントシステムの「構築」とは、方針の策定、環境側面の特定等を誰が、どのように実施するか、「責任」と「手順」を文書化していることを指します。「運用」とは、決められた責任と手順にしたがい実施し、記録することを指します。また、「責任」とは、責任者または委員会等の組織のことを指します。なお、製品含有化学物質管理の単位は「組織」です。「組織」とは、会社、事業部、事業所等を指します。組織全体で実施項目に不足がないよう注意してください。また、「トップマネジメント」とは、最高位で組織を指揮し、管理する個人またはグループです。
- (2) お取引先が、すでにISO14001等の環境負荷低減に向けたシステムを構築・運用し、本ガイドラインの「要求事項」を満たしている場合、新たにシステムを構築する必要はありません。
- (3) 地球環境保全活動を進めるために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤが事業活動の環境負荷低減に向けて、環境マネジメントシステムを構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先（商社の場合も含む）がサプライヤ（X）を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤ（X）に対し環境マネジメントシステムを要求し、確認する必要があります（要求事項AとB）。サプライヤ（X）の確認には、さらに上流のサプライヤ（Y）に対する環境マネジメントシステムの管理状況を確認することも含んでいます。



②製品含有化学物質管理に関する要求事項

- (1) 「製品含有化学物質管理」とは、サプライチェーンを通じて弊社に納入する物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みを指します。お取引先が、お取引先のサプライヤから納入される物品に含有される化学物質を把握・管理する仕組みも含みます。
- (2) 製品含有化学物質管理の実施項目については、「製品含有化学物質管理ガイドライン（第3.0版）」をご参照ください。
「実施内容」は、異なる業種を考慮したサプライチェーン全体での共通的な表現になっています。実際の取組みにあたっては、「回答例、管理の注意ポイント」の趣旨にしたがい、各社の状況に応じて具体的な内容に置き換えて対応してください。
- (3) 製品の含有化学物質情報を確実にするために、サプライチェーンを通じたすべてのサプライヤが製品含有化学物質管理を構築し、運用する必要があります。したがって、お取引先（商社の場合も含む）がサプライヤ（X）を選定または継続する際に、お取引先のサプライヤ（X）に対し製品含有化学物質管理を要求し、確認する必要があります（要求事項CとD）。サプライヤ（X）の確認には、さらに上流のサプライヤ（Y）に対する製品含有化学物質の管理状況を確認することも含んでいます。



(4) お取引先が、すでにISO14001、ISO9001等のシステムを構築し、運用している場合、既存のシステムを有効活用することを推奨します。

③ 弊社への連絡

(1) サプライチェーンを通じて、設計変更、工程変更等が発生する場合は、その情報を事前にご提供ください。

(2) サプライチェーンを通じて、次に該当する場合は速やかに弊社にご連絡ください。

- ・ 弊社に納入する物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置をとることを命じられた場合または罰則を科せられた場合
- ・ 弊社に納入する物品が、「D: 物品のパフォーマンスに関する要求事項」に適合しないことが判明した場合

8. 弊社の評価

①取引先環境評価

図1の「A:事業活動の環境マネジメントシステム」、「B:事業活動のパフォーマンス」、および「C:製品含有化学物質管理」に関する取引先環境評価をお取引開始前とお取引開始後に1回／年ごとに実施致します。

②物品評価

(1)物品評価の手順

図1の「D:物品のパフォーマンス」に関する個々の物品に対する評価の手順は、次のとおりです。

(a)お取引先は、弊社に納入する物品の製品含有化学物質情報をあらかじめ調査してください。

(b)弊社からお取引先に、取引対象物品に関する物品調査のご回答を依頼します。

(c)調査フォーマットは下記を使用します。

i)「chemSHERPA-AIファイル」、「chemSHERPA-CIファイル」

「chemSHERPA-AIファイル」をご記入にいただくにあたっては、

- ・遵法判断情報(SVHCを含有する場合、SCIP情報を含む):必須
 - ・成分情報:必須
- となります。

「chemSHERPA-CIファイル」をご記入にいただくにあたっては、

- ・成分情報:必須
- となります。

なお、ご記入にあたっては、chemSHERPAで提供するデータ作成支援ツールをご利用ください。

詳しい回答方法については、chemSHERPAで提供するマニュアル、利用ルールをご参照ください。なお、ツールとマニュアルは、下記URLからダウンロードしてください。

<https://chemsherpa.net/tool/>

添付資料1 「製造環境影響物質リスト」

本添付資料1は、グリーン調達ガイドラインで定める、製造環境影響物質の管理基準を定めたリストです。弊社に納入する物品の生産・販売の過程においては、「製造環境影響物質リスト」の管理基準を満たしてください。

1A 使用禁止物質(弊社に納入する物品の生産・販売の過程で使用を禁止する化学物質)

1A-1 モントリオール議定書

No.	CAS.No.	物質名	英文名
1	—	CFCs	CFCs
2	—	ハロン	Halon
3	56-23-5	四塩化炭素	Carbon tetrachloride
4	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1-Trichloroethane
5	—	HCFCs	HCFCs
6	—	HBFCs	HBFCs
7	74-97-5	ブロモクロロメタン	Bromochloromethane
8	74-83-9	臭化メチル	Methyl bromide

1A-2 石綿の使用における安全に関する条約

No.	CAS.No.	物質名	英文名
9	—	石綿(アスベスト)	Asbestos

1A-3 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約

No.	CAS.No.	物質名	英文名
10	—	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	Polychlorinated biphenyls (PCB)
11	—	ポリ塩化ナフタレン(塩素数2 以上のもの)	Polychlorinated naphthalene (2 or more chlorine atoms)
12	118-74-1	ヘキサクロロベンゼン	Hexachlorobenzene
13	309-00-2	アルドリン	Aldrin
14	60-57-1	ディルドリン	Dieldrin
15	72-20-8	エンドリン	Endrin
16	50-29-3	DDT	DDT
17	57-74-9	クロルデン	Chlordane
18	76-44-8	ペプタクロル	Heptachlor
19	8001-35-2	トキサフェン	Toxaphene
20	2385-85-5	マイレックス	Mirex
21	87-68-3	ヘキサクロロブタジエン(別名:ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン)	Hexachlorobutadiene
22	—	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名 PFOS) 又はその塩 a) およびペルフルオロ(オクタン-1-スルホニル) =フルオリド(別名 PFOSF)	Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS), its salts Perfluorooctane sulfonyl fluoride(PFOSF)
23	608-93-5	ペンタクロロベンゼン	Pentachlorobenzene
24	319-84-6	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	Alpha hexachlorocyclohexane
25	319-85-7	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	Beta hexachlorocyclohexane

No.	CAS.No.	物質名	英文名
26	58-89-9	リンデン(別名: γ -ヘキサクロロシクロヘキサン)	Lindane
27	143-50-0	クロルデコン	Chlordecone
28	36355-01-8	ヘキサブロモビフェニル	Hexabromobiphenyl
29	—	テトラブロモジフェニルエーテル及びペンタブロモジフェニルエーテル	Tetrabromodiphenyl ether and pentabromodiphenyl ether
30	—	ヘキサブロモジフェニルエーテル及びヘプタブロモジフェニルエーテル	Hexabromodiphenyl ether and heptabromodiphenyl ether
31	115-29-7 959-98-8 33213-65-9	エンドスルファン	Technical endosulfan and its related isomers
32	25637-99-4 3194-55-6 4736-49-6 65701-47-5 134237-50-6 134237-51-7 134237-52-8 138257-17-7 138257-18-8 138257-19-9 169102-57-2 678970-15-5 678970-16-6 678970-17-7	ヘキサブロモシクロドデカン	Hexabromocyclododecane
33	—	ペンタクロロフェノールとその塩及びエステル類	Pentachlorophenol and its salts and esters
34	85535-84-8 68920-70-7 71011-12-6 85536-22-7 85681-73-8 108171-26-2	ポリ塩化直鎖パラフィン (炭素数が10 から13 までのものであって、塩素の含有量が全重量の48 パーセントを超えるものに限る。)	Short-chain chlorinated paraffins (Alkanes, C10-13, chloro): straight-chain chlorinated hydrocarbons with chain lengths ranging from C10 to C13 and a content of chlorine greater than 48 per cent by weight
35	1163-19-5	デカブロモジフェニルエーテル (Decabromodiphenyl ether (commercial mixture, c-decaBDE))	Decabromodiphenyl ether (commercial mixture, c-decaBDE)
36	115-32-2 10606-46-9	ジコホル	Dicofol
37	—	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及びPFOA関連物質	Perfluorooctanoic acid(PFOA), its salts and PFOA-related compounds
38	—	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩及びPFHxS関連物質	Perfluorohexane sulfonic acid (PFHxS), its salts and PFHxS-related compounds

No.	CAS.No.	物質名	英文名
39	72-43-5 30667-99-3 76733-77-2 255065-25-9 255065-26-0 59424-81-6 1348358-72-4	メキシクロル	Methoxychlor
40	13560-89-9 135821-74-8 135821-03-3	デクロランプラス	Dechlorane Plus
41	25973-55-1	UV-328	UV-328
【注記a）】 ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名PFOS）又はその塩は次の用途では使用することができる。 ・エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造 ・半導体用のレジストの製造 ・業務用写真フィルムの製造			

1A-4 土壤汚染防止のための使用禁止物質

No.	CAS.No.	物質名	英文名
(3)	56-23-5	四塩化炭素 a)	Carbon tetrachloride
42	107-06-2	1,2-ジクロロエタン	1,2-Dichloroethane
43	75-35-4	1,1-ジクロロエチレン	Vinylidene (di) chloride
44	540-59-0 156-59-2 156-60-5	1,2-ジクロロエチレン	1,2-Dichloroethylene
45	542-75-6	1,3-ジクロロプロペン	1,3-dichloropropene
46	75-09-2	ジクロロメタン	Dichloromethane
47	127-18-4	テトラクロロエチレン	Tetrachloroethylene
(4)	71-55-6	1,1,1-トリクロロエタン a)	1,1,1-Trichloroethane
48	79-00-5	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-Trichloroethane
49	79-01-6	トリクロロエチレン	Trichloroethylene
50	71-43-2	ベンゼン	Benzene
51	75-01-4	クロロエチレン b)	Chloroethylene
【注記a）】 当該物質は他のカテゴリ（国際条約）で禁止している物質であるが、土壤汚染防止の重要性に鑑み、重複し挙げている。			
【注記b）】 当該物質は樹脂、塗料などを合成する際の原料としての用途では禁止の対象としない。			

1A-5 人の健康に重要な影響を及ぼす物質

No.	CAS.No.	物質名	英文名
52	－	黄りんマッチ(黄りん)	Tetraphosphorus
53	－	ベンジジン及びその塩	Benzidine and its salts
54	－	4-アミノジフェニル及びその塩	4-Aminobiphenyl and its salts
55	－	4-ニトロジフェニル及びその塩	4-Nitrobiphenyl and its salts
56	－	ビス(クロロメチル)エーテル	Bis(chloromethyl) ether
57	－	β -ナフチルアミン及びその塩	β -Naphthylamine and its salts

【注記】

上記は日本における「労働安全衛生法」の製造禁止物質をもとに弊社として設定している。
労働安全衛生法では他に石綿、ベンゼン含有ゴムのり(ベンゼン容量:>5%)が製造禁止物質として規制されている。

1B 削減対象物質(弊社に納入する物品の生産・販売の過程で使用する化学物質)

該当する物質は、存在しない。

No.	CAS.No.	物質名	英文名

注記 将来、新たな「削減対象物質」を定める可能性がある。

添付資料2 「製品含有化学物質リスト」

2A 使用禁止物質(弊社に納入する製品/包装への含有を禁止する化学物質)

3A 使用禁止物質(包装材と印刷物のみ追加禁止物質)

4A 車載製品のための追加使用禁止物質

5A 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細

付表 5A-1 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細

付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目

付表 2A-3 EU RoHS指令における適用除外項目

付表 2A-4 EU RoHS指令における製品カテゴリ

付表 4A-1 EU ELV指令における適用除外項目

2B 使用制限物質(弊社に納入する製品/包装に対し、弊社が含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質)

2C 含有管理物質(弊社に納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質)

付表 2C-1 含有管理物質(REACH規則 認可対象候補物質)

2F 医療機器製品における管理対象物質

参照法規制および付表中の表記番号

2A 使用禁止物質(弊社に納品する製品/包装への含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS 番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSL の ID
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	電池を除く全製品	均質材料中のカドミウムの0.01 重量%(100ppm)	付表 2A-3	1, 2, 3, 4, 5-1	00010
2			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目)参照			00011
3	六価クロム化合物	—	全製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量%(1000ppm)	付表2A-3	1,2,3,4,	00012
4	鉛/鉛化合物	—	電池を除く全製品	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000ppm)	付表2A-3	1, 2, 3, 4, 5-1	00021
5			主として12歳以下の子供向けの消費者製品	製品中の鉛の0.01重量%(100ppm)	—	13	00022
6			子供向けの玩具及び製品の塗料又は表面塗装	表面塗装中の鉛の0.009重量%(90ppm)	—	13	00023
7			熱硬化性/熱可塑性樹脂で被覆された電線・ケーブル又はコード	表面被覆材中の鉛の0.03重量(300ppm)	—	6	00024
8			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目)参照			00025

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS 番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
9	水銀/水銀化合物	—	電池を除く全製品	意図的添加または均質材料の水銀の0.1重量% (1000ppm)	付表2A-3	1,2,3,4, 5-1,31	00029
10			電池	付表2A-2(電池中への重金属含有禁止項目)参照			00030 00132
11	アスベスト類	—	全製品	意図的添加	—	5-1,7,8	00003
12	ビス[トリブチルス タンニル]オキシド (TBTO)	56-35-9	全製品	意図的添加 a)	—	9	00054
13	ジブチルスズ化合物(DBT)	—	全製品	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm)	—	5-1	00014
14	ジオクチルスズ化合物(DOT)	—	(1)皮膚と接触することを意図する織物/皮革製品(2)育児製品 (3)2液性室温硬化モールド ィングキット(RTV-2シーラ ントモールドィングキット)	部品中のスズの0.1重量% (1000ppm)	—	5-1	00015
15	三置換有機スズ化合物	—	全製品	意図的添加またはスズ元素としての、部品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-1,9,11	00055
16	ポリ臭化ビフェニ ル(PBB)類	—	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm)	—	1,2,4	00044
17	ポリ臭化ジフェニ ルエーテル (PBDE)類	—	全製品	意図的添加または均質材料の0.1重量% (1000ppm) a)	—	1,2,4,9	00045
18	ヘキサブロモシク ロドデカン (HBCDD)	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細1)参照	全製品	意図的添加または成形品中の0.01重量% (100ppm)	—	9,10	00020
19	ポリ塩化ビフェニ ル(PCB)類および 特定代替品	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細2)参照	全製品	意図的添加a)	—	5-1, 7,9,10	00046
20	ポリ塩化ターフェ ニル(PCT)類	—	全製品	材料の0.005重量% (50ppm)	—	5-1	00047
21	ポリ塩化ナフタレ ン類(PCN)類	—	全製品	意図的添加a)	—	9,10	00048
22	短鎖型塩化パラフ ィン類(炭素数10~ 13)	—	全製品	意図的添加または成形品中の0.1重量% (1000ppm) a)	—	9,10,39	00052
23	パーフルオロオク タンスルホン酸塩 (PFOS)	—	織物またはその他のコー トされた材料	意図的添加またはコート された材料の1 μ g/m ² a)	—	9,10,12	00124
24			織物とその他のコートさ れた材料を除く全製品	意図的添加または部品 中の0.1重量% (1000ppm) (PFOSの合計として) a)		9,10,12	00125

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
25	フッ素系温室効果 ガス(PFC, SF6, HFC)類	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細3)参照	全製品	意図的添加	付表2A- 1(使用禁 止対象物 質詳細3) に示す対 象以外	14	00018
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon,HBFC, HCFC その他)	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細4)参照	全製品	意図的添加	—	15,16, 17	00032
27	一部の芳香族アミ ンを生成するアゾ 染料・顔料	3846-71-7	全製品	意図的添加a)	—	9	00035
28	ジメチル=フマラート	624-49-7	全製品	部品中の0.00001重量% (0.1ppm)	—	5-1	00016
29	特定多環芳香族 炭化水素(PAH)	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細5)参照	玩具と育児製品を除き、 直接かつ長期間または 反復して皮膚または口腔 接触するゴムまたはプラ スチック部分	プラスチックまたはゴム部 品の0.0001重量% (1ppm)	—	5-1	00108, 00109, 00110, 00111, 00112, 00113, 00114, 00115
30	特定多環芳香族炭 化水素(PAH)	付表2A- 1(使用禁止 対象物質 詳細6)参照	直接かつ長期間または 反復して皮膚または口腔 接触する玩具と育児製 品のゴムまたはプラスチッ ク部分	プラスチックまたはゴム部 品の0.00005重量% (0.5ppm)	—		00116, 00117, 00118, 00119, 00120, 00121, 00122, 00123
31	フタル酸ビス(2- エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00038
32	ジブチルフタラート(DBP)	84-74-2	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00039
33	ベンジル=ブタン- 1-イル= フタラート(BBP)	85-68-7	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00040
34	ジイソブチル=フタ ラート(DIBP)	84-69-5	全製品	均質材料の0.1重量% (1000ppm)	—	1	00041
35	フタル酸エステル 類グループ1 (BBP,DBP, DEHP,DIBP)	117-81-7 84-74-2 85-68-7 84-69-5	(1)包装材 (2)販促材、アクセサリ類	フタル酸エステルの合計と して可塑化した材料の0.1 重量%(1000ppm)	—	5-1	00036
36	ペルフルオロオク タン酸(PFOA)とそ の塩	—	全製品	意図的添加またはPFOA とその塩の合計で成形品 や混合物中の0.0000025 重量%(25ppb) a)	—	9,10	00160

No.	物質/物質群	対象物質 /CAS番号	対象	閾値	除外項目	参照 法規制	IEC62474 DSLのID
37	PFOA関連物質	—	全製品	意図的添加またはPFOA 関連物質またはそれらの 組み合わせで成形品や混 合物中の0.0001重量% (1000ppb)	—	10	00161
38	ハロゲン系難燃 剤	—	100cm ² 超のスクリーン を有するテレビ、モニター 及びデジタルサイネージ ディスプレイを含む電子 ディスプレイの筐体及び スタンド	均質材料中のハロゲン成 分の0.1重量%(1000ppm)	—	45	00171
39	C9-C14 PFCAs 及びその塩	—	全製品	C9-C14のPFCAs及びそ の塩の合計で成形品や 混合物中の0.0000025重 量% (25ppb)	—	5-1	00182
40	C9-C14 PFCA関 連物質	—	全製品	C9-C14のPFCA関連物質 の合計で成形品や混合 物中の0.000026重量% (260ppb)	—	5-1	00183
41	ペルフルオロヘ キサンスルホン 酸(PFHxS)とその 塩	—	全製品	意図的添加またはPFHxS とその塩の合計で成形品 や混合物中の0.0000025 重量% (25ppb) a)	—	9,10	—
42	PFHxS関連物質	—	全製品	意図的添加またはPFHxS 関連物質またはそれらの 組み合わせで成形品や 混合物中の0.0001重量% (1000ppb)	—	10	—
43	ペンタクロロフェ ノールとその塩 およびエステル	—	全製品	PCP(その塩とエステルを 含む)の意図的添加または 成形品や混合物中の 0.0005重量%(5ppm) a)	—	9,10	00201
44	イソプロピル化 フェノール=ホス ファート(3:1) (PIP(3:1)) b)	68937- 41-7	全製品	意図的添加	—	7	00174
45	1,6,7,8,9,14,15,16 ,17,17,18,18-ド デカクロロペンタ シク [12.2.1.16,9.02,1 3.05,10]オクタデ カ-7,15-ジエン ("デクロランブラ ス"™) c)	—	全製品	意図的添加または成形品 中の0.0001重量%(1ppm) a)	—	9,10	00147
46	2-(2H-ベンゾト リアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert- ペンチルフェノー ル(UV-328)	25973- 55-1	全製品	意図的添加	—	10	00130

【2A全体への注記】

- ・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「－」を表記している。
- ・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は（参照法規制等および付表中の表記番号）を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。

【注記a）化審法第一種特定化学物質の閾値に関する注記】

該当の化学物質が副生成物として微量含有されている場合は、以下を確認すること。・対象物品が日本国内で製造されている場合は、該当の化学物質を含有する原料が「利用可能な最良の技術（BAT;Best Available Technology）」または経済産業省が認めた自主管理値未満である原料であること。・対象物品が日本国外で製造されている場合は、「第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品」に該当しないこと。

【注記b）イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1)（PIP (3:1)）に関する注記】

- ・潤滑剤については、2028年10月30日まで納入可能。（期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。）

【注記c）デクロンプラスに関する注記】

- ・医療用画像装置および放射線治療装置については、2029年2月25日まで納入可能。（期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。）

3A 使用禁止物質（包装材と印刷物のみ追加禁止物質）

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS No.	対象	閾値	除外項目	参照 法規制
1	四重金属 (カドミウム/六価クロム/鉛/水銀, および 各々の化合物)	—	包装材	意図的添加または均質材料中の カドミウム, 水銀, 六価クロム, 鉛 の合計の0.01重量%(100ppm)	—	23,24
2	ヒ素化合物	—	木材防腐剤	意図的添加	—	5-1
3	塩化コバルト	—	乾燥剤内のインジケータ	意図的添加	—	5-1
4	ポリ塩化ビニル/ポリ 塩化ビニリデン	—	木材防腐剤	意図的添加	—	25
5	1～7個の芳香環を含 む鉱物油芳香族炭化 水素 (MOAH)	—	包装材、印刷物	インキ中の1重量%(10000ppm)	—	47
6	3～7個の芳香環を含 む鉱物油芳香族炭化 水素 (MOAH)	—	包装材、印刷物	インキ中の0.0001重量%(1ppm)	—	47
7	16～35個の炭素原子 をもつ鉱物油飽和炭 化水素 (MOSH)	—	包装材、印刷物	インキ中の0.1重量%(1000ppm)	—	47
【3A全体への注記】 ・表中の「対象物質/CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。 ・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は(参照法規制等および付表中の表記番号)を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。						

4A 車載製品のための追加使用禁止物質

下表に記した物質/物質群は車載製品のみを対象として、付表 2A に加えて適用される。

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS No.	対象	閾値	除外項目	参照 法規制
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	車載製品	均質材料中のカドミウムの0.01重量%(100ppm)	付表 4A-1	44
2	六価クロム化合物	—	車載製品	均質材料中の六価クロムの0.1重量%(1000ppm)	付表 4A-1	44
3	鉛/鉛化合物	—	車載製品	均質材料中の鉛の0.1重量%(1000ppm)	付表 4A-1	44
4	水銀/水銀化合物	—	車載製品	均質材料中の水銀の0.1重量%(1000ppm)	付表 4A-1	44
【4A全体への注記】 ・表中の「対象物質/CAS 番号」欄は、対象物質が CAS 番号で特定されている場合に CAS 番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。 ・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は(参照法規制等および付表中の表記番号)を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。						

5A 使用禁止物質(皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質)

下表に記した物質/物質群は車載製品のみを対象として、付表 2A に加えて適用される。

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS No.	対象	閾値	除外 項目	参照 法規 制	IEC62474 DSLのID
1	カドミウム/カドミウム化合物	—	(1) 衣料品または服飾装身具 (2) 衣料品以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣料品と同程度に人の皮膚に接触するもの (3) 履物	材料中のカドミウムの0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
2	六価クロム化合物	—		材料中の六価クロムの0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
3	ヒ素化合物	—		材料中のヒ素の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
4	鉛/鉛化合物	—		材料中の鉛の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
5	ベンゼン	71-43-2		材料中の0.0005重量%(5ppm)	—	5-1	—
6	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
7	ベンゾ[b]フルオランテン	205-99-2		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
8	ベンゾ[a]ピレン	50-32-8		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
9	ベンゾ[e]ピレン	192-97-2		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
10	ベンゾ[j]フルオランテン	205-82-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
11	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
12	クリセン	218-01-9		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
13	ジベンゾ[a,h]アントラセン	53-70-3		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
14	p-(トリクロロメチル)クロロベンゼン	5216-25-1		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
15	ベンジリジン=トリクロリド	98-07-7		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
16	(クロロメチル)ベンゼン	100-44-7		材料中の0.0001重量%(1ppm)	—	5-1	—
17	ホルムアルデヒド	50-00-0		材料中の0.0075重量%(75ppm)	—	5-1	00019
18	ジアルキル(C=6~8、分枝、C7に富む)=フタラート	71888-89-6		材料中の0.1重量%(1000ppm) a)	—	5-1	—
19	ビス(2-メトキシエチル)=フタラート	117-82-8		材料中の0.1重量%(1000ppm) a)	—	5-1	—
20	ビス(2-メトキシエチル)=フタラー	117-82-8		材料中の0.1重量%(1000ppm) a)	—	5-1	—
21	フタル酸ジベンチル、フタル酸ジアミル (DPP)	131-18-0		材料中の0.1重量%(1000ppm) a)	—	5-1	—
22	フタル酸ジ-n-ヘキシル (DnHP)	84-75-3		材料中の0.1重量%(1000ppm) a)	—	5-1	—
23	1-メチル-2-ピロリドン	872-50-4		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
24	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
25	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2		材料中の0.3重量%(3000ppm)	—	5-1	—
26	1,4,7,8-テトラアミノアントラキノン	2475-45-8		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
27	4,4'-(4-イミノシクロヘキサ-2,5-ジエニリデンメチレン)ジアニリン塩酸塩	569-61-9		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
28	ジメチル(4-[ビス[4-(ジメチルアミノ)フェニル]メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イリデン)アン	548-62-9		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
29	4-クロロ-2-メチルアニリン一塩酸塩	3165-93-3		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—

No.	物質/物質群	対象物質/ CAS No.	対象	閾値	除外 項目	参照 法規 制	IEC62474 DSLのID
30	2-ナフタレンアミン・酢酸	553-00-4	(1) 衣料品または服飾装身具 (2) 衣料品以外の繊維であって、通常又は合理的に予見される使用条件の下で、衣料品と同程度に人の皮膚に接触するもの (3) 履物	材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
31	4-メトキシベンゼン-1,3-ジ アミン=モノスルファート	39156-41-7		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
32	2,4,5-トリメチルアニリンー 塩酸塩	21436-97-5		材料中の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	—
33	キノリン	91-22-5		材料中の0.005重量%(50ppm)	—	5-1	—
34	塩素化フェノール類	—	皮革製品(天然皮革、天然毛皮が製品表面の60%以上を占めるもの)	均質材料中の0.0005重量%(5ppm)	—	50	—
35	三置換有機スズ化合物	—	皮革製品(天然皮革、人造皮革、天然毛皮が製品表面の60%以上を占めるもの)	コーティング、プリント中の0.0001重量%(1ppm)	—	50	—
36	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料	—	織物/皮革製品	生成アミン【付表 5A-1(皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細)参照】が仕上がり織物/皮革製品の0.003重量%(30ppm)	—	5-1	00004
37	パー及びポリフルオロアル キル化合物(PFAS)	—	繊維製品	意図的添加または全有機フッ素として部品中の0.005重量%(50ppm) b)	—	50	—
【5A 全体への注記】 ・表中の「対象物質/CAS 番号」欄は、対象物質が CAS 番号で特定されている場合に CAS 番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。 ・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は(参照法規制等および表記番号)を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。							
【注記 a) 閾値に関する注記】 ・閾値については、本表記載の他のフタル酸エステル類、または規則(EC) No 1272/2008 付属書VI第 3 部において、発がん性、変異原性または生殖毒性、カテゴリ-1A または 1B のいずれかの危険有害性クラスに分類され、EU REACH 付属書 XVII に収載されている他のフタル酸エステル類との合計となる。							
【注記 b) 閾値に関する注記】 ・閾値について、2025 年 12 月 31 日までは「意図的添加または全有機フッ素として部品中の 0.01 重量%(100ppm)」となる。							

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細 1

No	物質/物質群	対象物質	CAS No.
18	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)	25637-99-4
		1,2,5,6,9,10-ヘキサブロモシクロデカン	3194-55-6
		α -ヘキサブロモシクロデカン	134237-50-6
		β -ヘキサブロモシクロデカン	134237-51-7
		γ -ヘキサブロモシクロデカン	134237-52-8

付表2A-1 使用禁止対象物質詳細2

No	物質/物質群	対象物質	CAS No.
19	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類 および特定代替品	ポリ塩化ビフェニル類(全ての異性体および同族体)	1336-36-3
		モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 141)	76253-60-6
		モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン (Ugilec 121, Ugilec 21)	81161-70-8
		モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン (DBBT)	99688-47-8

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細 3

No	物質/物質群	対象物質	CAS No.
25	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)類	テトラフルオロメタン (PFC-14)	75-73-0
		ヘキサフルオロエタン (PFC-116)	76-16-4
		オクタフルオロプロパン (PFC-218)	76-19-7
		デカフルオロブタン (PFC-31-10)	355-25-9
		ドデカフルオロペンタン (PFC-41-12)	678-26-2
		テトラデカフルオロヘキサン (PFC-51-14)	355-42-0
		オクタフルオロシクロブタン (PFC-c318)	115-25-3
		6フッ化硫黄 (SF6)	2551-62-4
		トリフルオロメタン (HFC-23)	75-46-7
		ジフルオロメタン (HFC-32)	75-10-5
		フッ化メチル (HFC-41)	593-53-3
		2H,3H-デカフルオロペンタン (HFC-43-10mee)	138495-42-8
		ペンタフルオロエタン (HFC-125)	354-33-6
		1,1,2,2-テトラフルオロエタン (HFC-134)	359-35-3
		1,1,1,2- テトラフルオロエタン (HFC-134a)	811-97-2
		1,1-ジフルオロエタン (HFC-152a)	75-37-6
		1,1,2-トリフルオロエタン (HFC-143)	430-66-0
		1,1,1-トリフルオロエタン (HFC-143a)	420-46-2
		2H-ヘプタフルオロプロパン (HFC-227ea)	431-89-0
		1,1,1,2,2,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236cb)	677-56-5
		1,1,1,2,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236ea)	431-63-0
		1,1,1,3,3,3-ヘキサフルオロプロパン (HFC-236fa)	690-39-1
		1,1,2,2,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245ca)	679-86-7
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロプロパン (HFC-245fa)	460-73-1
		1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタン (HFC-365mfc)	406-58-6
	<対象> 以下の物質において、それぞれの用途で意図的添加がある場合 (1) PFCs, HFCs, SF6 - 使い捨て容器、窓、履物、タイヤ - 構成要素が1種類の発泡剤(EU各国の安全基準を満たすために必要とされる場合を除く) (2) HFCs, PFCs - 直接蒸発する開放系システムに含まれる冷媒 (3) PFCs, HFC-23 - 防火設備		

	(4) HFCs(GWP a)150以上) - 新型のエアロゾル(娯楽, 装飾を目的とした煙霧発生器) - 家庭用冷蔵庫・冷凍庫 - 工業用エアロゾル製品(法の適用開始日:2018/1/1) - 固定冷蔵機器(GWP2500以上), 業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500以上), 移動型室内用エアコン, 断熱・防音等の目的で使用されるフォーム(押出ポリエチレン)(法の適用開始日:2020/1/1) - 業務用冷蔵庫・冷凍庫(GWP2500未満), 40kw以上の業務用集中管理冷蔵装置(法の適用開始日:2022/1/1) - 断熱, 防音等の目的で使用されるフォーム(その他フォーム)(法の適用開始日:2023/1/1) - 3キロ未満のFガスを含むスプリット型エアコン(GWP750以上)(法の適用開始日:2025/1/1) 注 a) GWP(Global Warming Potential): 地球温暖化係数
--	--

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細 4

No	物質/物質群	モントリオール議定書 附属書 A に記載されている物質			
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)	グループ I	CFC13 (CFC-11)	グループ II	CF2BrCl (halon-1211)
			CF2Cl2 (CFC-12)		CF3Br (halon-1301)
			C2F3Cl3 (CFC-113)		C2F4Br2 (halon-2402)
			C2F4Cl2 (CFC-114)		
			C2F5Cl (CFC-115)		
		モントリオール議定書 附属書Bに記載されている物質			
		グループ I	CF3Cl (CFC-13)	グループ I	C3F3Cl5 (CFC-213)
			C2FCI5 (CFC-111)		C3F4Cl4 (CFC-214)
			C2F2Cl4 (CFC-112)		C3F5Cl3 (CFC-215)
			C3FCI7 (CFC-211)		C3F6Cl2 (CFC-216)
			C3F2Cl6 (CFC-212)		C3F7Cl (CFC-217)
		グループ II	CCI4 四塩化炭素		
		グループ III	C2H3Cl3 1,1,1-トリクロロエタン(メチルクロロホルム) (注)1,1,2-トリクロロエタンを指さない。		
		モントリオール議定書 附属書Cに記載されている物質			
				異性体の数	
		グループ I	CHFCI2 (HCFC-21)	1	
			CHF2CI (HCFC-22)	1	
			CH2FCI (HCFC-31)	1	
			C2HFCI4 (HCFC-121)	2	
			C2HF2CI3 (HCFC-122)	3	
			C2HF3CI2 (HCFC-123)	3	
			CHCI2CF3 (HCFC-123) a)	—	
			C2HF4CI (HCFC-124)	2	
			CHFCICF3 (HCFC-124) a)	—	
			C2H2FCI3 (HCFC-131)	3	
			C2H2F2CI2 (HCFC-132)	4	
			C2H2F3CI (HCFC-133)	3	
			C2H3FCI2 (HCFC-141)	3	

No	物質/物質群	モントリオール議定書 附属書 C に記載されている物質				
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)				異性体の数	
			C2H3F2Cl(HCFC-142)		3	
			CH3CF2Cl(HCFC-142b) a)		—	
			C2H4FCI(HCFC-151)		2	
			C3HFCI6(HCFC-221)		5	
			C3HF2CI5(HCFC-222)		9	
			C3HF3CI4(HCFC-223)		12	
			C3HF4CI3(HCFC-224)		12	
			C3HF5CI2(HCFC-225)		9	
			CF3CF2CHCI2(HCFC-225ca) a)		—	
			CF2CICF2CHCIFI(HCFC-225cb) a)		—	
			C3HF6CI(HCFC-226)		5	
			C3H2FCI5(HCFC-231)		9	
			C3H2F2CI4(HCFC-232)		16	
			C3H2F3CI3(HCFC-233)		18	
			C3H2F4CI2(HCFC-234)		16	
			C3H2F5CI(HCFC-235)		9	
			C3H3FCI4(HCFC-241)		12	
			C3H3F2CI3(HCFC-242)		18	
			C3H3F3CI2(HCFC-243)		18	
			C3H3F4CI(HCFC-244)		12	
			C3H4FCI3(HCFC-251)		12	
			C3H4F2CI2(HCFC-252)		16	
			C3H4F3CI(HCFC-253)		12	
			C3H5FCI2(HCFC-261)		9	
			C3H5F2CI(HCFC-262)		9	
			C3H6FCI(HCFC-271)		5	
					異性体の数	異性体の数
		グループⅡ	CHFCBr2	1	CH2FBr	1
			CHF2Br (HBFC-22B1)	1	C2HFBr4	2
			C2HF2Br3	3	C2HF3Br2	3
			C2HF4Br	2	C2H2FBr3	3
			C2H2F2Br2	4	C2H2F3Br	3
			C2H3FBr2	3	C2H3F2Br	3
			C2H4FBr	2	C3HFCBr6	5
			C3HF2Br5	9	C3HF3Br4	12
			C3HF4Br3	12	C3HF5Br2	9
			C3HF6Br	5	C3H2FBr5	9
			C3H2F2Br4	16	C3H2F3Br3	18

No	物質/物質群	モントリオール議定書 附属書 C に記載されている物質					
26	オゾン層破壊物質 (CFC, Halon, HBFC, HCFC その他)			異性体の数		異性体の数	
		グループ II	C3H2F4Br2	16	C3H2F5Br	8	
			C3H3FBr4	12	C3H3F2Br3	18	
			C3H3F3Br2	18	C3H3F4Br	12	
			C3H4FBr3	12	C3H4F2Br2	16	
			C3H4F3Br	12	C3H5FBr2	9	
			C3H5F2Br	9	C3H6FBr	5	
		グループ III	CH2BrCl ブロモクロロメタン				
		モントリオール議定書 附属書 E に記載されている物質					
		グループ I	CH3Br 臭化メチル				

注 a) 商業上使われる可能性の最も高い物質を示したものである。

付表 2A-1 使用禁止対象物質詳細 5

No	物質/物質群	芳香族アミンの名称	CAS No.	IEC62474 DSLのID
29,30	特定多環芳香族炭化水素 (PAH)	ベンゾ(a)ピレン(BaP)	50-32-8	00108
				00116
		ベンゾ(e)ピレン(BeP)	192-97-2	00109
				00117
		ベンゾ(a)アントラセン(BaA)	56-55-3	00110
				00118
		クリセン(CHR)	218-01-9	00111
				00119
		ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA)	205-99-2	00112
				00120
		ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA)	205-82-3	00113
				00121
		ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA)	207-08-9	00114
				00122
		ジベンゾ(a,h)アントラセン(DBAhA)	53-70-3	00115
				00123

注記 2Aにおける管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」である。これは、アゾ基の還元分解により本付表に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指す。また、閾値0.003重量%(30ppm)は、アゾ染料・顔料ではなく、本付表に該当するアミンに適用される。

付表 5A-1 皮革/繊維製品のための追加使用禁止物質詳細

No	物質/物質群	対象物質	CAS No.
36	1 つ以上のアゾ基の分解により生成する一部の芳香族アミン	ビフェニル-4-イルアミン	92-67-1
		ベンジジン	92-87-5
		4-クロロ-2-メチルアニリン	95-69-2
		2-ナフチルアミン	91-59-8
		2-メチル-4-(2-トリルジアゼニル)アニリン	97-56-3
		2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8
		4-クロロアニリン	106-47-8
		4-メトキシ-1,3-フェニレンジアミン	615-05-4
		4,4'-メチレンジアニン	101-77-9
		3,3'-ジクロロビフェニル-4,4'-ジイルジアミン	91-94-1
		3,3'-ジメトキシベンジジン	119-90-4
		3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7
		2,2'-ジメチル-4,4'-メチレンジアニン	838-88-0
		2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8
		2,2'-ジクロロ-4,4'-メチレンジアニン	101-14-4
		4,4'-オキシジアニン	101-80-4
		4,4'-スルファンジイルジアニン	139-65-1
		o-トルイジン	95-53-4
		4-メチル-1,3-フェニレンジアミン	95-80-7
		2,4,5-トリメチルアニリン	137-17-7
		2-メトキシアニン	90-04-0
		4-(フェニルジアゼニル)アニリン	60-09-3

【注記】

5A における管理対象は、「一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料」である。これは、アゾ基の還元分解により本付表に記載するアミンを生成するアゾ化合物を指す。また、閾値 0.003 重量% (30ppm) は、アゾ染料・顔料ではなく、本付表に該当するアミンに適用される。

付表 2A-2 電池中への重金属含有禁止項目

No.	物質(群)名	電池の分類	対象範囲	参照 法規制
2	カドミウム/カドミウム化合物	A. 下記B項/C項を除く全ての電池	電池中に0.002重量%(20ppm)以上のカドミウムの含有がある場合 〈除外項目〉 下記の用途で使用される電池 ①緊急用照明を含む緊急用および警報システム ②医療機器	26,27,28
		B. マンガン電池, アルカリ電池	電池中に0.001重量%(10ppm)以上のカドミウムの含有がある場合	
		C. ニッケル水素(Ni-MH)二次電池(ボタン電池を除く)	電池中に0.001重量%(10ppm)以上のカドミウムの含有がある場合	26,28
8	鉛/鉛化合物	A. 下記B項を除く全ての電池	電池中に0.01重量%(1000ppm)以上の鉛の含有がある場合	26,27,29, 30
		B. アルカリ電池	電池中に0.004重量%(40ppm)以上の鉛の含有がある場合	
10	水銀/水銀化合物	A. 下記 B～D 項を除く全ての電池	均質材料中に0.0005重量%(5ppm)以上の水銀の含有がある場合	26,27,28, 31,32,33, 34,35,36, 37,38
		B. マンガン電池, アルカリ電池	①意図的添加 ②電池中に0.0001重量%(1ppm)以上, または均質材料中に0.0005重量%(5ppm)以上の水銀の含有がある場合	
		C ニッケル水素(Ni-MH)二次電池(ボタン電池を除く)	電池中に0.0001重量%(1ppm)以上の, または均質材料中に0.0005重量%(5ppm)以上の水銀の含有がある場合	
		D. 酸化水銀電池, 酸化水銀ボタン電池, 空気亜鉛ボタン電池, 酸化銀ボタン電池, 消費者向け製品で使用される全てのボタン電池 (アルカリボタン電池, マンガンボタン電池を除く)	意図的添加 ただし, 不純物には上記 A 項が適用される。	

注記 表中の電池の定義

(1)マンガン電池: 二酸化マンガンの正電極, 亜鉛の負電極, 非アルカリ性電解物からなる電池

(2)アルカリ電池: 二酸化マンガンの正電極, 亜鉛の負電極, アルカリ性電解物からなる電池

(3)ニッケル水素(Ni-MH)二次電池: ニッケル酸化物の正電極, 水素吸蔵合金の負電極, アルカリ性電解物からなる電池

(4)酸化水銀電池: 酸化第二水銀(mercuric-oxide)電極を使用する電池

付表2A-3 EU RoHS指令における適用除外項目

EU RoHS 指令で規定される適用除外項目(除外の内容、対象となる物質群、カテゴリ)については、下記のIEC62474のサイトにある「Exemption Lists」を参照してください。

<http://std.iec.ch/iec62474/iec62474.nsf>

IEC62474 の「Exemption Lists」を参照する場合の注意

- ・EU RoHS 指令の附属書III における全カテゴリ共通の適用除外項目については、「EU RoHS ANNEX III」リストを参照してください。
- ・EU RoHS 指令の附属書IV におけるカテゴリ8, 9 の適用除外項目については、「EU-RoHS-AnnexIV」リストを参照してください。
- ・IEC62474のExemption Listsの内容は官報を元に記載されております。
- ・Expiry Dateについては下記のEuropean Commissionのサイトより最新情報をご確認ください。

https://ec.europa.eu/environment/topics/waste-and-recycling/rohs-directive/implementation-rohs-directive_en

付表2A-4 EU RoHS指令における製品カテゴリ

EU RoHS指令におけるカテゴリは下表のようになっています。

カテゴリ 1	大型家庭用電気製品
カテゴリ 2	小型家庭用電気製品
カテゴリ 3	IT およびテレコミュニケーション機器
カテゴリ 4	コンシューマ機器
カテゴリ 5	照明機器
カテゴリ 6	電動工具
カテゴリ 7	玩具、レジャーおよびスポーツ機器
カテゴリ 8	医療機器
カテゴリ 9	産業用含む、監視および制御機器
カテゴリ 10	自動販売機
カテゴリ 11	上記カテゴリに入らないその他の電気電子機器

付表 4A-1 EU ELV 指令における適用除外項目

No.3 鉛/鉛化合物

合金要素としての鉛

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
1(a)	最大0.35重量%の鉛を含む、機械加工目的の鋼鉄及びバッチ式溶融亜鉛メッキされた鋼鉄部品	—
1(b)	最大 0.35 重量%の鉛を含む、連続亜鉛めっきされた鋼板	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(a)	最大 2.0 重量%の鉛を含む、機械加工目的のアルミニウム	2005年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(b)	最大 1.5 重量%の鉛を含む、鉛を含有するアルミニウム	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
2(c)(i)	最大 0.4 重量%の鉛を含む、機械加工目的の鉛を含有するアルミニウム合金	2028 年 1 月 1 日より前に型式認可された車両およびその交換部品
2(c)(ii)	最大0.4重量%の鉛を含む、2(c)(i)以外の機械加工目的の鉛を含有するアルミニウム合金* *鉛が意図的に使われたものではなく、リサイクルしたアルミニウムの中に含まれていたもののみが該当	免除範囲と期限は 2024 年に見直す。
3	最大 4 重量%の鉛を含む、銅合金	免除範囲と期限は 2025 年に見直す。
4(a)	ベアリングシェルおよびブッシュ	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
4(b)	エンジン、トランスミッション、エアコンコンプレッサーのベアリングシェルおよびブッシュ	2011年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品

No.3 鉛/鉛化合物

構成部品中の鉛および鉛化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
5(a)	M1 および N1 車両の駆動目的のみの高電圧バッテリー*の鉛 * 欧州議会および一定の上限電圧以下で使用する電気機器に関する加盟国法規の調和に関する審議会(2006年12月12日開催)による指令 2006/95/EC において定義される 75V DC 超の電圧を有するシステム。	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
5(b)(i)	(1)12V 電池中の鉛 (2)自動車の型式認証と市場監視に関する規則 2018/858/EU の第 3 条で定義する特別目的車両用の 24V 電池中の鉛	免除範囲と期限は 2025 年に見直す。
5(b)(ii)	5(a)または 5(b)(i)に含まれない電池中の鉛	2024 年 1 月 1 日より前に型式認可された車両およびその交換部品
6	消振ダンパー	2016 年 1 月 1 日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(a)	電気および電子部品を電子基板に取り付けるための ハンダ用鉛およびコンポーネント・ピンまたは電子基板上でアルミニウム電解コンデンサ以外のコンポーネント終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(b)	電子基板またはガラス上のハンダ付け以外の電気装備のハンダ用鉛	2011年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
8(c)	アルミニウム電解コンデンサ終端処理の仕上げ剤に使用する鉛	2013年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(d)	マス・エアフロー・センサーのガラス上のハンダ付けに使用する鉛	2015年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(e)	高融点ハンダの鉛(すなわち、85 重量%以上の鉛を含有する鉛基合金)	免除範囲と期限は 2024 年に見直す。
8(f)(a)	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(f)(b)	コンプライアント・ピン・コネクタ・システムに使用する鉛: 車両ハーネス・コネクタのはめ合い部分以外	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(g)(i)	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛	2022年10月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(g)(ii)	集積回路フリップ・チップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間の持続可能な電気接続を完全にするためのハンダに含まれる鉛で、以下のいずれかの電気接続から構成されるものの90nm 以上の半導体テクノロジー・ノード (i)半導体テクノロジー・ノードとして 300 mm ² 以上の単ーダイ (ii)300 mm ² 以上のダイを積み上げたパッケージまたは 300 mm ² 以上のシリコンインターポーザー(基材)	2022年10月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(h)	投射部最低 1cm ² のチップサイズおよび最低 1A/mm ² のシリコンチップ・エリア公称電流密度を持つパワー半導体アセンブリのヒートシンクにヒートスプレッドを取り付けるハンダに使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(i)	積層グレイジングのハンダ付けを除くガラス上の電氣的グレイジングのハンダ用鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(j)	積層グレイジングのハンダ付け用鉛	2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
8(k)	0.5 A 以上の熱流を用いた積層グレイジングのハンダ付けでその厚さが 2.1 mm 以下のもの。 この免除は、中間ポリマーに埋め込まれた接点へのはんだ付けには適用されない。	2024年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
9	バルブシート	2003年7月1日より前に開発されたエンジンの交換部品
10(a)	ガラスまたはセラミック、ガラスまたはセラミックマトリックス化合物、ガラスセラミック材またはガラスセラミックマトリックス化合物に鉛を含む電気及び電子部品。この免除は、以下の鉛の 使用は対象としない。 -電球(バルブ)のガラスと点火プラグのガラス質釉薬 -10(b)、10(c)および 10(d)に記載された部品のセラミック 誘電物質	—
10(b)	集積回路またはディスクリート半導体の一部であるコンデンサの PZT ベース誘電セラミック材料に使用する鉛	—
10(c)	定格電圧 125V AC または 250V DC 未満のコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2016年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
10(d)	超音波ソナーシステムの温度関連偏差を補償するコンデンサの誘電セラミック材料に使用する鉛	2017年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
11	火工品のイニシエータ	2006年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
12	排気熱の回収により CO2 排出を削減する自動車用電気アプリケーションに使用する鉛含有熱電材料	2019年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

No.2 六価クロム化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
13(a)	防錆コーティング	2007年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
13(b)	シャシー用ボルト及びナットの防錆コーティング	2008年7月1日より前に市場投入された車両の交換部品
14	吸収式冷蔵庫のカーボン・スチール冷却システムの防錆用六価クロムで、冷却溶液中に 0.75w%まで含まれるもの (i) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が 75W 未満のもの (ii) 電気ヒーターで完全または部分的に動作するように設計されており、一定の稼働条件で平均使用電力入力が 75W 以上のもの (iii) 非電気ヒーターで完全に動作するように設計されているもの	(i) 2020年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品 (ii) 2026年1月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

No.4 水銀/水銀化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
15(a)	ヘッドライトのディスチャージランプ	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品
15(b)	インストパネルディスプレイの蛍光管	2012年7月1日より前に型式認可された車両およびその交換部品

No.1 カドミウム/カドミウム化合物

No.	対象材料・構成部品	免除の範囲・期限
16	電気自動車のバッテリー	2008年12月31日より前に市場投入された車両の交換部品

付表 2B 使用制限物質(弊社に納入する製品/包装に対し、弊社が含有を認める期限を設定し、その期限以降の含有を禁止する化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質 / CAS 番号	対象	閾値	除外項目	参照法規制	納入可能期限	IEC62474 DSL の ID
1	ハロゲン系難燃剤 b)	—	120V コンセント、電池で動く電気電子製品のプラスチック製外装	均質材料中の(1)臭素として 0.1% (1000ppm)または(2)塩素として 0.1%(1000ppm)または(3)フッ素として 0.1% (1000ppm)かつリン 0.5% (5000ppm)未満	—	51	2025 年 12 月 31 日	—
2	ペルフルオロヘキサン酸 (PFHxA)とその塩	—	(1)一般消費者向けの衣料品および服飾装身具に使用される織物、	PFHxA とその塩の合計で成形品や混合物中の 0.0000025 重量% (25ppb)	—	5-1	2025 年 5 月 31 日 a)	—
3	PFHxA 関連物質	—	皮革、毛皮および皮革(2)一般消費者向けの履物全製品	PFHxA 関連物質またはそれらの組み合わせで成形品や混合物中の 0.0001 重量% (1000ppb)	—	5-1	2025 年 12 月 31 日 a)	—
4	1,1'-(エタン-1,2-ジイル)ビス [2,3,4,5,6-ペンタブロモベンゼン](DBDPE)	84852-53-9	全製品	意図的添加	—	12	2026 年 12 月 31 日 a)	—

【2B 全体への注記】

・表中の「対象物質・CAS 番号」欄は、対象物質が CAS 番号で特定されている場合に CAS 番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。

・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は(参照法規制等および表記番号)を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。

【注記a)】

期限については、法規制の状況により変更になる可能性がある。

【注記b)】

・2A No.38に使用禁止物質としても記載。“100cm²を超えるスクリーンを有するテレビ、モニター及びデジタルサイネージディスプレイを含む電子ディスプレイの筐体およびスタンド”については納入禁止。

2C 含有管理物質(弊社に納入する製品への含有有無、含有量、使用部位、用途等の把握を必要とする化学物質)

No.	物質/物質群	対象物質 /CAS番号	対象	閾値	除外 項目	参照 法規制	IEC6247 4DSLの ID
1	ニッケル/ニッケル化合物	—	長期間皮膚に接触する可能性のある製品	意図的添加	—	5-1	00031
2	放射性物質	—	全製品	意図的添加	—	18,19,20	00049
3	酸化ベリリウム	1304-56-9	全製品	製品中の0.1重量% (1000ppm)	—	42	00005
4	過塩素酸塩	—	全製品	電池または構成部品の 6E-7重量% (0.006ppm)	—	21	00033
5	臭素系難燃剤 (PBB 類/PBDE類/HBCDD を除く)	—	積層プリント配線基板 を除くプラスチック材 料	プラスチック材料中の臭 素として0.1重量% (1000ppm)	—	40	00009
6			積層プリント配線基板	基板中の臭素の含有合 計で0.09重量% (900ppm)	—	41	00008
7	塩素系難燃剤	—	積層プリント配線基板 を除くプラスチック材 料	プラスチック材料中の塩 素の0.1重量% (1000ppm)	—	40	00062
8			積層プリント配線基板	基板中塩素の含有合計 で0.09重量% (900ppm)	—	41	00063
9	ポリ塩化ビニル (PVC)/PVCコポリマ ーa)	—	プラスチック材料	材料中の塩素の含有合 計で0.1重量% (1000ppm)	—	—	—
10	ホルムアルデヒド	50-00-0	織物	織物製品の0.0075重 量%(75ppm)	—	22	00019
11	フタル酸エステル類グ ループ2 (DIDP, DINP, DNOP)	28553-12-0 68515-48-0 26761-40-0 68515-49-1 117-84-0	全製品	フタル酸エステルの合計 として可塑化した材料の 0.1重量% (1000ppm)	—	5-1,13	00037
12	フタル酸ジイソノニル (DINP)	28553-12-0 68515-48-0	全製品	意図的添加	—	6	00107
13	フタル酸ジイソデシル (DIDP)	68515-49-1 26761-40-0	全製品	意図的添加	—	6	00090
14	フタル酸ジ n -ヘキシ ル(DnHP)	84-75-3	全製品	意図的添加または成形 品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2,6	00091
15	4,4'-イソプロビルデ ンジフェニノール(ビス フェノールA)	80-05-7	全製品	意図的添加または成形 品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2,6	00141
16	2,2'-ビス(4'-ヒドロキ シ-3',5'-ジブロモフェ ニル)プロパン	79-94-7	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	—
17	中鎖型塩化パラフィン (MCCP)炭素数14~ 17	—	全製品	均質材料中の0.1重量% (1000ppm)	—	1	—

No.	物質/物質群	対象物質 /CAS番号	対象	閾値	除外 項目	参照 法規制	IEC6247 4DSLの ID
18	コバルト/コバルト化合物	—	コンピューターサーバーおよびオンラインデータストレージ製品に使用される電池	意図的添加	—	46	00175
19	ネオジム/ネオジム化合物	—	コンピューターサーバーおよびオンラインデータストレージ製品に使用されるHDD	意図的添加	—	46	00176
20	パー及びポリフルオロアルキル化合物 (PFAS)b)	—	全製品	意図的添加	—	48	00193
21	フタル酸ジイソオクチル(DIOP)	27554-26-3	全製品	成形品や混合物中の0.1重量%(1000ppm)	—	47	—
22	REACH規則 認可対象候補物質	付表2C-1 (REACH規則 認可対象候補物質)参照	全製品	成形品中の0.1重量% (1000ppm)	—	5-2	—
【2C 全体への注記】 ・表中の「対象物質・CAS 番号」欄は、対象物質が CAS 番号で特定されている場合に CAS 番号を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。 ・表中の「参照法規制」欄の番号表記に対応する法規制等の名称は(参照法規制等および付表中の表記番号)を参照のこと。なお、表中の「参照法規制」は、根拠となる法律、条例および基準等の一例を示したものであり、すべての法律、条例および基準等を網羅したものではない。							
【注記 a)】 「ポリ塩化ビニル(PVC)/PVC コポリマー」に関しては、必要に応じて個別に調査依頼をさせていただく場合があります。							
【注記 b)】 ・5A No.37 に使用禁止物質としても記載。繊維製品については納入禁止。							

付表 2C-1 含有管理物質(REACH 規則 認可対象候補物質)

付表 2C-1 に記した REACH 規則(EC) 認可対象候補物質は、成形品中※に 0.1 重量% (1,000ppm) 以上の含有がある場合、含有管理物質に該当します。ただし、備考欄に記載のあるもので 2A、3A、4A (使用禁止物質) および 2B (使用制限物質) の要件に該当する場合は、各々の要求事項が優先されます。

※ここでいう「成形品」とは、「機能を発現する最小部品単位」とします。(この解釈は、REACH 規則の含有濃度算出における分母(成形品)についての 2015 年 9 月欧州司法裁判所の判決で示された法的解釈に基づくものです。)

No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
1	五酸化二ヒ素	1303-28-2	木材防腐剤として使用する場合は、	00001
2	三酸化二ヒ素	1327-53-3	3A No.2 (ヒ素化合物) により使用禁止。	00002
3	二塩化コバルト(II)	7646-79-9	乾燥材内インジケータとして使用する場合は 3A No.3 (塩化コバルト) により使用禁止。	00013
4	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)	117-81-7	2A No.31-34 および 35 に該当する場合は使用禁止。	00038
5	ジブチルフタレート(DBP)	84-74-2		00039
6	ベンジル=ブタン-1-イル=フタレート(BBP)	85-68-7		00040
7	ジイソブチル=フタレート (DIBP)	84-69-5		00041
8	クロム酸鉛(II)	7758-97-6	2A No.3 (六価クロム化合物), No.4-8 (鉛/鉛化合物) の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00026
9	C.I.ピグメントレッド 104	12656-85-8		00027
10	C.I.ピグメントイエロー 34	1344-37-2		00028
11	耐火セラミック繊維 (RCF)、アルミノ珪酸塩	—	—	00050
12	耐火セラミック繊維 (RCF)、ジルコニアアルミノ珪酸塩	—	—	00051
13	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート	115-96-8	—	00056
14	ホウ酸	—	—	00007
15	四ホウ酸二ナトリウム無水物	—	—	00017
16	七酸化二ナトリウム四ホウ素水和物	12267-73-1	—	00163
17	ジアルキル(C=6~8、分枝、C7 に富む)=フタレート	71888-89-6	—	00042
18	ジアルキル(C=7~11、分岐、線型)=フタレート	68515-42-4	—	00043
19	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2	2A No.3 (六価クロム化合物) の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00053
20	クロム酸八水酸化五亜鉛	49663-84-5		00060
21	ヒドロキシオクタオキシ二亜鉛酸二クロム酸カリウム	11103-86-9		00061
22	ビス(2-メトキシエチル)=フタレート	117-82-8	—	00059
23	ビス(2-メトキシエチル)エーテル	111-96-6	—	00058
24	4-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェノール	140-66-9	—	00057
25	三酸化二ホウ素	1303-86-2	—	00075
26	1,2-ビス(2-メトキシエトキシ)エタン (TEGDME; トリグライム)	112-49-2	—	00066
No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
27	1,2-ジメトキシエタン; エチレングリコールジメチルエーテル (EGDME)	110-71-4	—	00068
28	四酸化三鉛	1314-41-6	2A No.4-8 (鉛/鉛化合物) の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00071
29	酸化硫酸二鉛	12036-76-9		00085
30	亜硫酸と鉛の塩(二塩基性)	62229-08-7		00065
31	三酸化硫酸四鉛	12202-17-4		00070
32	四酸化硫酸五鉛	12065-90-6		00073

No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
33	二硝酸鉛	10099-74-8	2A No.4-8(鉛/鉛化合物)の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00089
34	三酸化チタン鉛	12060-00-3		00083
35	チタン酸ジルコニウム酸鉛	12626-81-2		00084
36	二酸化ホスホン酸三鉛	12141-20-7		00067
37	ケイ酸とバリウムの塩(1:1)(鉛ドーブ)	68784-75-8		00079
38	脂肪酸(C16-C18)と鉛の塩	91031-62-8		00088
39	ジオキソ(ジステアラト)三鉛	12578-12-0		00087
40	シアナミド鉛	20837-86-9		00077
41	ジオキソ(フタラト)三鉛	69011-06-9		00086
42	パイロクロア、C.I. ピグメントイエロー41	8012-00-8		00072
43	ジクロロジブチルスズ(DBTC)	683-18-1	2A No.13(ジブチルスズ化合物(DBT))の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00076
44	ジイソペンチル=フタラート	605-50-5	—	00081
45	N-ペンチル=イソペンチルフタル酸	776297-69-9	—	00082
46	メチルヘキサヒドロ無水フタル酸	—	—	00092
47	ジペンチル(分枝および直鎖)=フタラート	84777-06-0	—	00080
48	1,2-ジエトキシエタン	629-14-1	—	00074
49	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2	—	00078
50	4-アミノアゾベンゼン	60-09-3	織物製品/皮革製品において、4-アミノアゾベンゼンの生成/含有が0.003重量%(30ppm)を超えるアゾ染料・顔料については、付表 5A No.36(一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料)により使用禁止。	00069
51	カドミウム	7440-43-9	2A No.1-2(カドミウム/カドミウム化合物)の対象範囲に該当する場合は、使用禁止。	00093
52	酸化カドミウム	1306-19-0		00094
53	硫化カドミウム	1306-23-6		00099
54	水酸化カドミウム	21041-95-2		00146
No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
55	フタル酸ジペンチル、フタル酸ジアミル(DPP)	131-18-0	—	00095
56	4-ノニルフェノール、分岐および直鎖のエトキシレート	—	—	00098
57	トリス(ジメチルフェニル)=ホスファート	25155-23-1	—	00100
58	イミダゾリジン-2-チオン(2-イミダゾリン-2-チオール)	96-45-7	—	00105
59	C.I.ダイレクトブラック 38	1937-37-7	—	00126
60	3,3'-(ビフェニル-4,4'-ジイルビスアゾ)ビス(4-アミノ-1-ナフタレンスルホン酸ナトリウム)(C.I. ダイレクトレッド28)	573-58-0	—	00102
61	ジヘキシル(分岐、線型)=フタラート	68515-50-4	—	00106
62	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール(UV-328)	25973-55-1	2A No.46 に使用禁止物質として掲載。納入禁止。	00130

No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
63	ビス(2-エチルヘキサン-1-イル)=2,2'-[(ジオクタン-1-イルスタン ナンジイル)ビス(スルファンジイル)]ジアセタート	15571-58-1		00128
64	10-エチル-4,4-ジオクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルと10-エチル-4-[[2-[(2-エチルヘキシル)オキシ]-2-オキソエチル]チオ]-4-オクチル-7-オキソ-8-オキサ-3,5-ジチア-4-スタンナテトラデカン酸 2-エチルヘキシルを構成要素とする物質(DOTEとMOT Eを構成要素とする物質)	—	2A No.14(ジオクチルスズ化合物(DOT))の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00129
65	1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6-10-アルキルエステルまたはデシル、ヘキシル、オクチルジエステルの混合	—	—	00131
66	1,3-プロパンスルトン	1120-71-4	—	00133
67	2-(2-ヒドロキシ-3,5-ジ-tert-ブチルフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール[別名: 2-(3,5-ジ-tert-ブチル-2-ヒドロキシフェニル)-5-クロロベンゾトリアゾール]	3864-99-1	—	00134
68	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-6-sec-ブチル-4-tert-ブチルフェノール	36437-37-3	—	00135
69	パーフルオロノナン-1-酸とそのナトリウム及びアンモニウム塩類	—	—	00140
70	ベンゾ(a)ピレン	50-32-8	2A No. 29-30(特定多環芳香族炭化水素(PAH))の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00138
71	ノナデカフルオロデカン酸(PFDA)およびそのナトリウムとアンモニウム塩	—	—	00142
72	ペルフルオロヘキサン-1-スルホン酸及びその塩	—	—	00143
73	クリセン	218-01-9	2A、No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素(PAH))の適用範囲に該当する場合は使用禁止	00144
74	ベンゾ[a]アントラセン	56-55-3	2A、No. 29-30 (特定多環芳香族炭化水素(PAH))の適用範囲に該当する場合は使用禁止	00145
75	“1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(“デクロランプラス”™)”	—	2A No.45に制限物質としても記載。納入禁止。	00147
76	ベンゾ[ghi]ペリレン	191-24-2	—	00148
77	2,2,4,4,6,6,8,8-オクタメチルシクロテトラシロキサン	556-67-2	—	00149
78	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10-デカメチルシクロペンタシロキサン	541-02-6	—	00150
79	2,2,4,4,6,6,8,8,10,10,12,12-ドデカメチルシクロヘキサシロキサン	540-97-6	—	00151
80	八ホウ酸二ナトリウムアンヒドロ亜酸	12008-41-2	—	00152
81	水素化テルフェニル	61788-32-7	—	00153
82	鉛	7439-92-1	2A No.4-8(鉛/鉛化合物)の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00154
83	ジシクロヘキサン-1-イル=フタラート	84-61-7	—	00139
84	2,2-ビス(4'-ヒドロキシフェニル)-4-メチルペンタン	6807-17-6	—	00155

No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
85	ベンゾ[k]フルオランテン	207-08-9	2A No.29-30 (特定多環芳香族炭化水素(PAH))の適用範囲に該当する場合は使用禁止。	00156
86	フルオランテン	206-44-0	—	00157
87	フェナントレン	85-01-8	—	00158
88	ピレン	129-00-0	—	00159
89	分岐及び直鎖型4-ノニルフェノールエトキシレートを0.1%以上含む垂リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型)(TNPP)	—	—	00162
89	分岐及び直鎖型4-ノニルフェノールエトキシレートを0.1%以上含む垂リン酸トリス(4-ノニルフェニル、分岐及び直鎖型)(TNPP)	—	—	00162
90	ジイソヘキシル=フタラート	71850-09-4	—	00164
91	パーフルオロブタンスルホン酸(PFBS)とその塩	—	—	00165
92	フタル酸ジ-n-ヘキシル(DnHP)	84-75-3	2C No.14として記載。意図的添加でも管理が必要。	00091
93	4,4'-イソプロピリデンジフェノール(ビスフェノール A)	80-05-7	2C No.15として記載。意図的添加でも管理が必要。	00141
94	スズ, ジブチルビス(2,4-ペンタンジオナト-O,O')-, (OC-6-11)-	22673-19-4	2A No.13(ジブチルスズ化合物(DBT))の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00170
95	テトラエチレングリコールジメチルエーテル	143-24-8	—	00172
96	ジオクチルビス[(1-オキソドデシル)オキシ]スズ、スタンナン、ジオクチル-, ビス(ココアシルオキシ)誘導体及びその他の全てのスタンナン、ジオクチル-, ビス(脂肪族アシルオキシ)誘導体ただし脂肪族アシルオキシ部分の炭素数が主にC12であるもの	—	2A No.14(ジオクチルスズ化合物(DOT))の対象範囲に該当する場合は使用禁止。	00173
97	4,4'-(1-メチルプロピリデン)ビスフェノール	77-40-7	—	00177
98	中鎖塩素化パラフィン(MCCP)	—	付表2C No.17に含有管理物質としても記載。均質材料中0.1重量%の閾値においても管理が必要。	00178
99	ホウ酸のナトリウム塩	—	—	00179
100	4-ノニルフェノール(分岐及び直鎖型)	—	—	00180
101	2,2'-メチレンビス(4-メチル-6-tert-ブチルフェノール)	119-47-1	—	00181
102	1,2-ビス(2,4,6-トリプロモフェノキシ)エタン	37853-59-1	—	00184
103	2,2'-ビス(4'-ヒドロキシ-3',5'-ジプロモフェニル)プロパン	79-94-7	2C No.16に含有管理物質としても記載。均質材料中0.1重量%の閾値においても管理が必要。	00185
104	4,4'-スルホニルジフェノール	80-09-1	—	00186
105	ビス(ジオキソホウ酸)バリウム	13701-59-2	—	00187
106	ビス(2-エチルヘキシル)=テトラプロモフタラート	—	—	00188
107	イソブチル=4-ヒドロキシベンゾアート	4247-02-3	—	00189
108	メラミン	108-78-1	—	00190
109	パーフルオロヘプタン酸とその塩	—	—	00191

No.	物質(群)名	対象物質 CAS No.	備考	IEC62474 DSL の ID
110	2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(1,1,1,2,3,3,3-ヘプタフルオロプロパン-2-イル)モルフォリン及び 2,2,3,3,5,5,6,6-オクタフルオロ-4-(ヘプタフルオロプロピル)モルフォリンを構成要素とする物質	—	—	00192
111	4,4'-ジクロロジフェニルスルホン	80-07-9	—	00194
112	ジフェニル-2,4,6-トリメチルベンゾイルホスフィン=オキシド	75980-60-8	—	00195
113	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)	1163-19-5	2A No. 17 (ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)) に該当するため 納入禁止。	00064
114	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	2A No. 36 (ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)とその塩) に該当するため 納入禁止。	00096
115	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム (APFO)	3825-26-1		00097
116	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	732-26-3	—	00196
117	2-[2-ヒドロキシ-5-(1,1,3,3-テトラメチルブチル)フェニル]ベンゾトリアゾール	3147-75-9	—	00197
118	2-(ジメチルアミノ)-2-(4-メチルベンジル)-1-(4-ホルリノフェニル)ブタン-1-オン	119344-86-4	—	00198
119	ブメトリゾール (UV-326)	3896-11-5	—	00199
120	2-フェニルプロペンとフェノールのオリゴマー化及び アルキル化反応生成物	—	—	00200
【付表2C-1全体への注記】 ・本付表には、原則として、認可対象候補物質のうち、電気電子機器に適用性のある物質としてIEC62474のDSLに収載されたもののみを記載する。 ・本付表中の「対象物質・CAS番号」欄は、対象物質がCAS番号で特定されている場合にCAS No.を記載している。対象が物質群の場合には、同欄に「—」を表記している。				

2F 医療機器製品における管理対象物質

医療機器固有に特定の用途／部位の材料、部品に対し、必要に応じて、含有情報等の調査を必要とする化学物質。

No.	物質(群)名	CAS番号	用途/使用例	対象	参照 法規制
1	ビスフェノールA(BPA)またはBPA由来物質	(80-05-7 24936-68-3)	樹脂原料、PVC添加剤	患者接触部	43

参照法規制および付表中の表記番号

付表中の表記 (参照法規制欄)	国・地域/規格等	法律等の名称(一部略称)
1	EU	EU RoHS指令(改正) 2011/65/EU
2	中国	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
3	米国・カリフォルニア州	電子廃棄物リサイクル法
4	日本	資源有効利用促進法
5-1	EU	REACH 規則(EC) No.1907/2006 付属書XVII (制限物質)
5-2	EU	REACH 規則(EC) No.1907/2006 認可候補物質リスト
6	米国・カリフォルニア州	プロポジション65
7	米国	有害物質規制法(TSCA: Toxic Substances Control Act)
8	スイス	特定の危険物質・調剤・アーティクル取扱いのリスク軽減政令 (ChemRRV)
9	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)
10	EU	残留性有機汚染物質(POPs)に関する規則(EU) No. 2019/1021
11	ノルウェー	健康と環境に有害な化学物質およびその他の製品の製造, 輸入, 輸出, 販売および使用の制限に関するノルウェー規則
12	カナダ	カナダ特定有害物質禁止規則 SOR/2012-285
13	米国	消費者製品安全改善法(GPSIA)
14	EU	No. 517/2014(Fガス規制)
15	国際条約	モントリオール議定書
16	日本	オゾン層保護法
17	EU	オゾン層を破壊する物質の規制
18	日本	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
19	日本	核原料物質,核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
20	EU	放射線基本安全基準指令
21	米国・カリフォルニア州	過塩素酸塩汚染防止法2003
22	オーストリア	BGB I 1990/194: ホルムアルデヒド規制 § 2, 12/2/1990
23	EU	EU 包装指令 94/62/EC
24	米国	包装材有害物質防止法
25	韓国	資源の節約とリサイクル促進に関する法律
26	EU	EU 電池指令 2006/66/EC
27	韓国	電気用品および生活用品安全管理法(電池規制)
28	台湾	乾電池の製造, 輸入および販売に関する規制
29	ブラジル	ブラジル電池規則 Resolution No.401
30	中国	亜鉛負極電池の水銀・カドミウム・鉛含有量の制限要求(GB24427-2021)
31	カナダ	カナダ水銀規則 SOR/2014-254
32	米国	水銀含有および充電式電池管理法(104-142)
33	米国・アイオワ州	水銀電池規則
34	米国・メイン州	水銀添加ボタンセル電池に関する法(LD 1026)

付表中の表記 (参照法規制欄)	国・地域/規格等	法律等の名称(一部略称)
35	米国・ミネソタ州	水銀電池規制
36	米国・ニューヨーク州	電池削減規則
37	米国・ロードアイランド州	水銀削減および教育法 23-24.9-6
38	中国	電池製品の水銀含有量に関する規制
39	規格	IEC62474
40	規格	JEDEC JS709
41	規格	IPC-4101,IEC61249-2-21
42	ガイダンス	EU WEEE 指令2002/96/EC 第11 条:処理施設への情報提供 実施に関するDIGITALEUROPE/CECED/AeA/EERA ガイダンス
43	カナダ	医療機器規則
44	EU	EU ELV指令 2000/53/EC
45	EU	EU ErP指令 電子ディスプレイ実施規則(EU)2019/2021
46	EU	EU ErP指令 大型サーバー規則 (EU) 2019/424
47	フランス	フランス循環経済法
48	米国・メイン州	PFAS汚染停止法 (LD1503)
49	米国・カリフォルニア州	繊維製品PFAS規制法 (AB1817)
50	韓国	電気用品及び生活用品安全管理法
51	米国・ワシントン州	Safer Products for WashingtonChapter 173-337 WAC SAFER PRODUCTS RESTRICTIONS ANDREPORTING 参照法規制等および表記番号